

## 国外調査に関する特約条項

甲及び乙は、国外調査に関し、次の特約条項を定める。

( 関税等の減、免税手続等 )

第 1 条 乙は、関税その他の租税の減、免税等必要な輸出入通関手続を法令の定めるところに従って行わなければならない。

( 調査等実施計画書の作成 )

第 2 条 乙は、仕様書等で甲が特に指示した場合は、この役務の履行に先立って、次に掲げる該当項目を明らかにした調査等実施計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

( 1 ) 調査等の実施場所

( 2 ) 調査等の実施要領及び方法

( 3 ) 調査等報告書の提出時期

( 4 ) その他必要事項

( 役務の履行 )

第 3 条 乙は、役務を履行する場合は、原則として第 2 条で定めた調査等実施計画書の承認後、履行を行うものとする。

( 報告書の提出 )

第 4 条 乙は、役務の終了後、速やかに調査実施報告書 ( 様式随意 ) を作成し、監督官の確認を得たのち、甲に提出するものとする。

( 官給品等の取扱い )

第 5 条 役務の履行に必要な官給品等の取扱いは、一般契約条項並びに仕様書等に定めるところによる。

( 給付完了 )

第 6 条 乙は、役務を終了したときは、給付の完了の証として検査調書の交付がうけられる。